

【啓発業務】

審査基準及び審査方法について

審査基準は各事業者から仕様書に基づき提出された企画書について、各項目により評価を行う

審査方法は、評価項目について各評価視点について表の通り採点する

項目	指標	評価視点	項目点数
①業務の理解度	・業務目的への理解	事業の目的を理解し、方針が立てられているか	10点
②業務実績・執行技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・同規模の実績 ・地域貢献 ・人権・男女参画室人権・男女参画担当との連絡体制 ・災害や事故等緊急時への対応策 	当該業務を遂行するために必要な知識・業務経験を有しているか	18点
		和泉市内業者の利活用の提案があるか	
		業務を適切に管理し、必要に応じ改善できる体制となっているか（PDCAサイクル等マネジメントシステムの活用など）	
		安全管理への配慮がなされた提案となっているか	
③提案内容の的確性	・啓発事業の企画	男女共同参画に関する国・府の法令及び計画等について把握し理解できているか	60点
		和泉市の男女共同参画行動計画等について把握し理解できているか	
		集客の向上に対する工夫や魅力ある内容となっているか	
		和泉市の活性化を意識した企画の提案となっているか	
	・啓発冊子の企画編集・印刷製本	男女共同参画の理解を深めるメッセージ性があり、和泉市の男女共同参画施策の情報を盛り込む内容で啓発効果が見込まれるか	22点
初めて男女共同参画を知った人にも理解しやすい内容であるか			
カレンダーとして日常に使用されやすい機能や工夫の提案があるか			
男女共同参画に関する情報の収集及び提供	男女共同参画に関する各種統計をホームページ等で広く提供する ※但し、情報源は公的機関とする	10点	
④業務遂行能力	予定配置職員、研修内容	業務遂行体制（業務責任者としての経験年数）	20点
		従事者への研修プログラム等の内容が適切かどうか	
⑤コスト		コストは妥当か	60点

委員A	委員B	委員C	委員D	委員E
10	10	10	10	10
17	17	16	17	18
55	60	52	54	57
22	22	20	16	15
7	10	7	7	7
14	17	17	14	14
8	8	8	8	8
133	144	130	126	129